

生活福祉委員会会議録

平成23年3月3日 13時00分 開 会
14時21分 閉 会

網 走 市 議 会

午後 1 時 00 分 開会

○佐々木委員長

それでは、時間になりましたので、生活福祉委員会を開催いたします。

開催に当たりまして、3 人から傍聴の願いが出ております。網走タイムズ、伊藤記者、北海道新聞、谷本記者、それから札幌市の和田さん、この3 人から傍聴の許可願いが来ていますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○佐々木委員長

では、本日の委員会ですが、議案 7 件と請願 6 件の合計 13 件について審議します。

また、これまで検討してまいりました青色ニホンザリガニの保護に係る条例制定についても御協議いただきます。

事前に説明は理事者から受けておりますけれども、改めて説明を受けながら、1 項目ずつ御審議をいただきたいと思います。

では、議案第 14 号平成 22 年度網走市一般会計補正予算中、国民健康保険特別会計繰出金ですが、これは議件 2 番目の議案第 15 号平成 22 年度網走市国民健康保険特別会計補正予算と関連がありますので、議案第 15 号とあわせて一括で御審議いただきます。

では説明を、保険年金課長、お願いいたします。

○岩原保険年金課長

平成 22 年度一般会計、社会福祉総務費補正予算について御説明申し上げます。

議案資料 2 号の 9 ページをごらん願います。

初めに、補正の理由及び内容でございますが、国民健康保険特別会計繰出金について、保険基盤安定分及び国保財政安定化支援事業分が確定いたしましたので、次の経費を追加補正するものでございます。

経費の使途でございますが、繰出金として、保険基盤安定分 177 万 3,000 円、国保財政安定化支援事業分 1,912 万 6,000 円、合計 2,089 万 9,000 円を追加補正するものでございます。

次に、この事業にかかる財源でございますが、2 の補正額のとおり、国庫負担金 20 万 6,000 円、道負担金 112 万 5,000 円、一般財源 1,956 万 8,000 円となっております。

次に、平成 22 年度国民健康保険特別会計補正予

算について御説明申し上げます。

議案資料の 15 ページをごらん願います。

初めに、補正の理由及び内容でございますが、保険給付費等にかかる経費及びインフルエンザ予防接種助成にかかる費用を追加補正し、あわせて確定した財源について所要の補正を行うものでございます。

2 の補正額でございますが、(1) (2) のとおりで、歳入歳出補正予算の総額は 1,167 万 5,000 円でございます。

(3) 補正の内容と事業別財源内訳でございますが、①保険業務費では、北海道国保連合会が実施する共同電算システム改修経費について、国庫補助対象経費が増となったことから、国保連合会のシステム改修負担金を追加補正するものでございます。

1 枚めくっていただきまして、16 ページをごらんください。

②と③は保険給付費関係で、②では一般被保険者分について、療養給付費等の減に伴い減額補正を、③では退職者被保険者分について、療養給付費等の増に伴い追加補正するものでございます。

④から⑥は各事業の確定によります追加及び減額補正でございます。

17 ページをごらんください。

⑦の疾病予防費では、一般会計が実施している高齢者インフルエンザ予防接種事業の一部について、北海道調整交付金の対象となったことから、一般会計の負担軽減を図るため、追加補正するものでございます。

⑧償還金では、平成 21 年度医療費の確定に伴い、療養給付費等国庫負担金の精算のため、追加補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木委員長

ありがとうございます。

皆さんから何かございますか。

○松浦委員

まず、初歩的なことで伺いたいのですが、国民健康保険基盤安定分、177 万 3,000 円、これはどういった性格のものなのかということと、それから、その下の国保財政安定化支援事業分、これについて、これは法定分なのかどうか、その辺、ちょっと具体的に説明していただきたいと思えます。

○岩原保険年金課長

1 点目につきまして、国民健康保険の基盤安定分でございますが、これにつきましては、7 割、5 割、2 割の保険料軽減分について、国と道と市が補てんすることとなっておりますので、その分でございます。これにつきましては、法定繰入金でございます。

二つ目の国保財政安定化支援事業分でございますが、これにつきましては、地方交付税に算入されておりました、これは国保財政を支援するということで地方財政措置されておりました、これも法定繰入金に該当いたします。

以上です。

○松浦委員

わかりました。

それと、今、国保の特別会計補正予算の中で、インフルエンザ予防接種助成にかかる費用を追加したということですが、このインフルエンザ予防接種はどのぐらいの方が接種したのでしょうか、伺います。

○岩原保険年金課長

国保加入者のうちの対象者、65歳から74歳までの方で、3,390人の方がおられますが、そのうち今回見ておりますのは1,510人分でございます。

○松浦委員

この接種率が高いのか低いのか、ちょっと私は判定できないわけですが、およそ4割強ということですが、近年、新型インフルエンザとか、非常にはやって、そういう関係もあるかもしれませんが、比較的高齢者の皆さんがインフルエンザワクチンに対する関心と、それから、積極的に接種するようになってきているのかなというふうに思うのですけれども、その辺の傾向などはわかりますか。

○岩原保険年金課長

昨年の接種者が、国保の65歳から74歳の対象の方で1,415名、今年度が1,510名ですから、約100名増加したと思っております。

○松浦委員

その辺、理解いたしました。

いずれにしても大事なことでありますから、これは了解いたしました。

○佐々木委員長

そのほか何かございますか。
(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

よろしいでしょうか。

では、この件に関しましては、原案可決すべきものと決定いたします。

次に、網走市一般会計補正予算中、高齢者福祉費について、まず説明を受けてから審議をお願いいたします。

○河野介護福祉課長

平成22年度一般会計、高齢者福祉費補正予算、高齢者福祉施設整備事業につきまして御説明いたします。

議案資料は10ページ目と11ページ目になります。

1 の補正の理由及び内容ですが、国の緊急総合経済対策で実施しております高齢者福祉施設の整備にかかる補助金の単価改正に伴い、補助金を追加交付するための補正です。

補正額ですけれども、(1)歳出予算の①の1、認知症高齢者グループホームにつきましては375万円、①の2、小規模特別養護老人ホームにつきましては400万円、次のページになりますが、①の3、小規模多機能型介護施設につきましては375万円、①の4、小規模軽費老人ホームにつきましては1,000万円です。

事業実施主体は、①の1、グループホームと、①の4の小規模軽費老人ホームにつきましては、社会福祉法人緑明会となっております。それと、①の2、小規模特養と、①の3、小規模多機能につきましては、社会福祉法人網走福祉協会となります。

補正額合計2,150万円につきましては、全額道からの補助金となります。

以上です。

○佐々木委員長

ありがとうございます。

皆さんから質疑ありませんか。

○平賀委員

たしか同じもので以前も追加補正があったと思っております。

今回、単価の増分を追加ということなのですが、どのような部分に対して単価増になるということなのでしょう。

○河野介護福祉課長

これらの補助金につきましては、それぞれ定額単価、定額補助となっております、その定額分

が増になるということで御理解いただければと思います。

○平賀委員

基礎単価そのものが上がったので、それを補う意味だということでもいいですか。

○河野介護福祉課長

補うといいますか、基礎単価が、例えば認知症グループホームにつきましてはもともと2,750万円だったのですが、これによりまして4,000万円になったというふうに、定額が上がった、増額になったということでございます。

○平賀委員

前回の補正のときと同じように、実施主体の法人さんの持ち出しがまた減ってくるということにつながるという意味合いの補助金ですね。わかりました。以前も同じように申し上げましたが、実際にそれで持ち出しが少なくなったことによって、働く人たちだとか、あるいは実際にそこで暮らしている高齢者の方々の環境改善含めて、いい対応ができるように、市としても経過含めて見ていただければと思います。

○佐々木委員長

そのほか、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、この案件につきもしも原案可決すべきものと決定いたします。

次、児童福祉費、保育所費について、まず説明をいただきます。

○後藤子育て支援課長

平成22年度一般会計、保育所費補正予算について御説明申し上げます。

議案資料の12ページをごらん願います。

認定こども園整備事業補助金ですが、学校法人網走桂学園が実施する認定こども園の整備にかかる実施設計費用、これを助成するため、262万5,000円を追加補正するものです。

財源につきましては、全額一般財源としておりますが、この事業につきましては、安心こども基金の保育所等緊急整備事業の対象となりますので、補助申請につきましては、本体工事部分とあわせて平成23年度に一括して行うこととしております。

以上でございます。

○佐々木委員長

ありがとうございます。

これについて何か質疑ありませんか。

○平賀委員

認定こども園整備に当たって、恐らくステークホルダーになる保護者の方々に対しての説明だとかというのはやられるのだと思うのですが、もう既に実施されたのか、これからなのか、お願いします。

○後藤子育て支援課長

2月の8日、9日の2日間、保護者を対象に、認定こども園についての説明会を既に行っております。

○平賀委員

その中で、どのような意見があったのかなかったのか含めて教えていただければと思います。

○後藤子育て支援課長

余り意見が出なかったのですが、中には、平成23年度につくし保育園にいる在園児は優先して認定こども園に24年度に入ることができるのかとか、園児服がどうなるのかとか、保育料の関係について質問を受けて、回答したところです。

○平賀委員

それらの保護者の皆さんの質問に対しては、おおむね希望どおりの対応ができるというふうに考えてよろしかったですか。

○後藤子育て支援課長

認定こども園のつくし保育園在園児の優先的な入園につきましては、学校法人側とも既に話をしております。

また、保育料につきましては、委員会でも御説明申し上げたとおり、市の基準額表を使うということで、同額になると。

園服につきましては、これからのお話になりますけれども、購入していただくか貸与という形をとるか、これはこれから学校法人側とさらに話をしていきたいなというふうに考えております。

○平賀委員

幼稚園は大体どこも今、園服があって、それを着て対応していくというのが一般的にそうなのだと思いますけれども、その辺は学校法人側と協議をしていただければと思います。

もう一つ、当然、働く人たちに対する説明というのもそれぞれ必要だというふうに思っていますが、その辺はどのような対応をとられる予定でしょうか。そこで働く人たち、保育所の方々と幼

稚園教諭の人たちに対する説明というのも当然必要だと思うのですけれども。

○後藤子育て支援課長

保育士に対する説明だと思いますけれども、保育所の正職員、20名おりますけれども、その保育士につきましては、一堂に集まっていただきまして、既に認定こども園についての説明は済んでおります。

また、嘱託職員はちょっと説明する機会がなかったものですから、保護者の説明会に参加していただいて説明した経緯がございます。

以上です。

○平賀委員

雇用の問題については、きっと労使交渉含めて対応されると思いますので、その点についてはわかりました。

基本的には認定こども園そのものの整備には全く問題がないというふうに思っているわけではないのですけれども、基本的には幼保一元化の流れの中で、一つのステップとして必要だというふうに認識しております。

ただ、働く方々の雇用の状況、幼稚園も保育園もそうなのだと思いますけれども、私は特に民間の幼稚園の労働単価というのは決して高くない、他の学校と比較しても著しく低いというふうに思っていますので、その辺、これがそのままの状態で行われることに問題があるのですけれども、事業そのものは、子供たちにとってはいいことだというふうに思いますので、了解したいと思います。

○松浦委員

若干問題意識を持っているのですけれども、まず最初に伺いたいのは、この認定こども園の市民に対する説明といいますか、保護者に対する説明というのは2月8日、9日にやったというふうに、先ほど平賀委員の質問に答えておりましたけれども、私は、つくし保育園の近辺の人たちを対象にしても、これはだめなのだろうと。結局全市的な影響、あるいはすべての子供たちに影響を与えるものだから、そういう意味では市民的な説明会があってしかるべきなのだけれども、その辺、この間、どんなふうな経緯をたどったのか、御説明いただきたいと思います。

○後藤子育て支援課長

全市民に対しての周知につきましてはまだ行っておりませんけれども、保育園児を持つ保護者

の方には、つくし保育園だけでなく、ほかの園の保護者に対しても説明会を行うということで、周知をして実施したところです。

認定こども園につきましては、なかなか一般の方は御存じない方が多いと思いますので、これからお子さんをつくる方もいらっしゃると思いますので、そういう方たちにも何らかの形で周知していきたいなというふうに考えております。

○松浦委員

つまりほとんどの市民は、実は認定こども園というのを知らないのですよ。だからそういう意味では、なかなか言われてもよくわからない。そういう点では、やはり本来、もっと前段で、こういう具体的な動きになる前に、やはり市民に対して認定こども園とはどういうものなのかということを周知しなければならないだろうなというふうに思うのです。特に幼保一体などというふうに言われているけれども、これだってよくわからないのですよ。

そういう意味では、まず第一に問題なのは、非常に市民に対する説明不足があるという点が非常に私としては気になっております。ですから、そういう意味では果たしてどうなのかなというふうに思いますし、説明会を開いたといいますけれども、ではこの2回の説明の中で、保護者、あるいは関係者が何名ぐらい参加していますか。

○後藤子育て支援課長

ちょっと手持ちに資料がございませんので、大体ですけれども、初日、8日が30名、2日目20数名の参加でした。

○松浦委員

やっぱり少ないですね。本来、もっともっと多くの保護者、あるいは関係者が集まっていればいいのですが、そういう意味でも非常に不十分だなというふうに思います。

そして、今、幼保一体化の中で、認定こども園とは別に、また新システムだとか、そういうふうな議論も今国会で行おうという状況にもなっているという点で、非常に大きな流れとして、保育行政から撤退していくといえますか、そして民間に移行していくという、そういう流れがすごく強まっている。その一環として私はとらえているのですけれども、いずれにしても、公的保育所が減るということ、これは非常に問題があるのだろうというふうに思っております。

それで、先ほど入所に当たって、つくし保育園にいた子供たちは優先的に入るように、桂学園のほうに伝えたというけれども、しかし、これはあくまでも伝えるだけであって、では経営者側が100%そういう子供たちを受け入れるかとなると、それはやはり経営者として判断するのだと思うのです。例えばその中で、障がいを持っているとか、ある場合、民間ですから、審査の中で、自分たちにとって無理だなという判断をすれば、外されることだってあり得るのですね、形態として。経営者側が判断するわけですから。そして、そのことを禁止しているわけでもないわけでしょう。そういう点では、すべての子供たちが差別なく保育を受けられるよう、本来の公的保育所という点からすると、ちょっと変わってくるのだらうというふうに思うのですが、その辺はどんなふうにお考えですか。

○後藤子育て支援課長

在園児が優先的に入れていただくという話ですが、文書で取り交わしたわけではございませんが、いろいろなサービスをどのようにしていくとか、そういうことにつきましては学校法人側とも何度も打ち合わせをしながら進めておりますので、その辺は間違いなく受け入れていただけたらと思っております。

また、障がい児につきましても、ちょっと数はあれなのですが、今、保育園にも幼稚園にも障がい児がおります。療育センターに通っているお子さんの受け入れも、保育所の倍の数の子供を幼稚園側で預かっていただいているような実態がございます。ですから、そういう障がい児だからそれを除外するというようなことはないと考えております。

○松浦委員

それはそれとして、市側としてはそういうふうになるだろうと。私もぜひそうあってほしいと思うのですけれども、やはりそこは公立の保育所とは違う、純粋な民間の方ですから、そういう点では、今、そういう形で差別なくやっているというのは、それはそれでいいわけですが、ただ、そういう懸念が私としてはあるということ、非常に今回の認定こども園のことについては、まだ私としては理解できていないということです。

労働組合との関係では合意があったのかどうか

わからないですが、その辺、労働組合との関係では合意はできているのですか。

○後藤子育て支援課長

組合の協議につきましても、つくし保育園の閉園ということで協議させていただいて、1月の団体交渉で説明して、理解をいただいているところです。

ただ、保育士の配置につきましては、平成24年4月のことですので、23年度中に再度協議していくということとしております。

○松浦委員

いずれにしても、やっぱり保育所の主役というのは子供たちですね。そしてその後ろに親がいるという点で、大きな問題だというふうに思うのです。そういう意味では、この認定こども園を進めるといふ点では、もっと広く市民との合意があつてしかるべきだというふうに私は思うのです。

そういう点では、今回のこの事業の補助については同意できないというふうに考えております。

○佐々木委員長

そのほか質疑ございませんか。

○鈴木委員

私、これを賛成する立場で話をさせていただきますが、今、松浦委員から話もありましたけれども、すべて入所してもらえるようにという話をされているようですから、それはそういうふうに移行していくのだなというふうに希望しておりますけれども、性格的に、補助金という形でいきますから、そういう意味では、ただ単に希望することではなくて、相当突っ込んでものごとを言っていかなければ、そう簡単にこういったことは、補助金でやっているのに、ここまでしか言えないとかということではなくて、ちゃんとその辺はものを言っていきたいなということだけ申し上げておきます。

○佐々木委員長

そのほか、よろしいですか。

反対という立場の意見が1人ございますので、皆さんの意見を伺って結果をまとめたいと思いますが、副委員長は、賛成ですね。

では、この保育所費に関しましては、大方の賛成者をもって原案可決すべきものと決定いたします。

次、健康管理費について審議を願います。

○岩永健康管理課長

平成22年度一般会計補正予算中、保健管理費の女性特有のがん検診事業の歳出予算の補正について御説明を申し上げます。

議案資料13ページをごらんください。

補正の理由並びに内容についてであります、平成21年度、女性特有のがん検診事業について、平成23年2月3日付、道知事通知により、感染症予防事業国庫補助金の交付額が確定されたため、超過交付を精算するため、経費の追加補正をするものです。

内容としては、国庫補助金精算にかかる返還金として369万3,000円を計上するものです。

補正額の歳出予算であります、款項目及び事業名につきましては記載のとおりであります。

財源内訳につきましては、全額が一般財源となっております。

以上です。

○佐々木委員長

ありがとうございます。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、健康管理費については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

次、議案第19号平成22年度網走市介護保険特別会計補正予算について審議いたします。

御説明お願いいたします。

○河野介護福祉課長

平成22年度介護保険特別会計債務負担行為にかかる補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案資料の1ページ目、下から2段目の介護保険特別会計の欄をごらんください。

補正の理由及び内容ですが、平成23年度の介護保険業務にかかる委託契約に当たって、平成22年度中に契約事務を進める必要がありますことから、債務負担行為として追加補正するものでございます。

内訳につきましては、右の内容の欄のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○佐々木委員長

ありがとうございます。

皆さんから何か意見、質疑ありますでしょうか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

次、議案第20号平成22年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算について審議をいたします。

説明を、保険年金課長、お願いします。

○岩原保険年金課長

平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案資料の1ページ、補正予算の概要、3、債務負担行為の補正の下段をごらん願います。

補正の理由及び内容でございますが、平成23年度の後期高齢者医療システム保守業務契約に当たって、平成22年度中に契約事務を取り進める必要があることから、債務負担行為限度額168万円を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○佐々木委員長

ありがとうございます。

皆さんから何か質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

皆さんがいないようですので、議案第20号も全員の賛成をもって原案可決すべきものと決定いたします。

ちょっと休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時33分再開

○佐々木委員長

再開します。

申しわけありません。

それでは、議案資料14ページの健康管理費の高齢者インフルエンザ予防接種事業について、審議をまだしておりませんでしたので、まず説明をお願いいたします。

○岩永健康管理課長

失礼いたしました。

平成22年度一般会計補正予算中、健康管理費の高齢者インフルエンザ予防接種事業について御説明申し上げます。

議案資料14ページをごらんください。

補正の理由並びに内容についてであります、本年度接種するワクチンが新型を含む3価ワクチ

ンとなりまして、低所得者への助成を64歳以下の市民にも拡大する内容となり、国保被保険者分を国民健康保険特別会計が負担することとなったため、その財源を補正するものです。

内容としましては、非課税者100名、65歳以上の高齢者1,410名を対象に、ワクチン接種費用を補助する事業の財源補正として318万9,000円を計上しております。

補正額の①歳出予算であります、款項目及び事業名につきましては記載のとおりであります。

財源補正として、雑入を318万9,000円計上することにより、一般財源は同額を減ずることとなっております。

②歳入予算の科目及び補正額につきましては記載のとおりであります。

以上です。

○佐々木委員長

皆さんから何かございますか。

○松浦委員

確認なのですが、今、低所得者が100名、それから65歳以上の高齢者1,410名、合計1,510名、これは全体の対象となった高齢者の数で、そのうちワクチンを打ったのが、さっき前段で言った1,415人というふうに押さえていいのでしょうか。

○岩原保険年金課長

平成22年度の見込みの人数が1,510名で、先ほど21年度が1,415名です。

○松浦委員

理解しました。

○佐々木委員長

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、健康管理費につきましても原案可決すべきものと決定をいたします。

次、議案第23号網走市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてと、議案第24号網走市農村地域総合研修施設条例の一部を改正する条例制定について、これは所管が一緒ですので、23号、24号、一緒に説明を受けた後、審議をお願いいたします。

○笹尾市民課長

議案第23号網走市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

ます。

議案資料26ページ、資料5号をごらんいただきたいと思います。

趣旨でございますが、コミュニティセンター及び住民センターを利用する場合の利用料金設定区分の間の中間時間の取り扱い及び開館時間外に葬儀、地域イベント、選挙時の投票所などで利用する場合の利用料金設定について規定するため、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、2点ございます。

その1点目は、利用料金設定区分の間の中間時間、具体的には12時から13時まで、または17時から18時までの利用料金は、前後いずれかの時間区分を通して利用する場合、その中間時間の利用料金は徴収しない規定を新たに追加するものでございます。

2点目としては、葬儀、地域イベント、選挙時の投票所など、指定管理者が市長の承認を得て開館時間以外の時間に開館する場合の利用料金は、指定管理者が市長の承認を得て別に設定することができる規定を新たに追加するものでございます。

なお、施行期日につきましては平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第24号網走市農村地域総合研修施設条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案資料28ページ、資料6号をごらん願います。

趣旨でございますが、市内農村地域総合研修施設、具体的には藻琴、浦士別、嘉多山にある3施設でございますが、これらの施設を利用する場合の利用料金区分の間の中間時間の取り扱い及び開館時間外に選挙時の投票所などで利用する場合の利用料金について規定するため、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

一部改正の内容につきましては、2点ございます。

1点目は、利用料金設定区分の間の中間時間、12時から13時まで、または17時から18時までの利用料金は、前後いずれかの時間区分を通して利用する場合、その中間時間の利用料金は徴収しない規定を新たに追加するものでございます。

2点目は、選挙時の投票所など、指定管理者が

市長の承認を得て開館時間以外の時間に開館する場合の利用料金は、指定管理者が市長の承認を得て別に設定することができる規定を新たに追加するものでございます。

施行期日につきましては平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

○佐々木委員長

ありがとうございます。

皆さんから何か。

○松浦委員

中間時間の料金をとらないようにするということなのけれども、今までは中間時間の料金をとっていたということで理解してよろしいですか。

○笹尾市民課長

実態としてはとっていなかったのです。ただ、取り扱いをどうするかという決めは何もなかったものですから、今回、今、委員御質問ありましたとおり、はっきりとらないということをうたおうという趣旨でございます。

○松浦委員

ほとんどそうですよね。大概、借りる場合は、今の中間時間というのは、その時間をあえて借りるという人は余りいなかったし、そういう点ではわかりました。理解しました。

○佐々木委員長

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、議案第23号、第24号につきましては、原案可決すべきものと決定いたします。

次、議案第25号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、まず説明をお願いいたします。

○岩原保険年金課長

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について御説明いたします。

議案資料7号、30ページをごらん願います。

1、改正の趣旨でございますが、出産育児一時金につきましては、緊急少子化対策として、健康保険法施行令に準じ、平成23年3月31日までに出産した場合に限り、4万円を引き上げ39万円、産科医療補償制度分に3万円を加算する場合は42万円とする暫定措置を設けておりましたが、道の施

行令の改正に伴い、恒久措置化に移行することから、これに準じて網走市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

2、改正の内容についてでございますが、暫定措置を定めた同条例の附則を削除し、第8条第1項中の被保険者または被保険者であったものが出産したときに支給する出産育児一時金35万円を39万円にしようとするものでございます。

3、施行期日につきましては平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木委員長

ありがとうございます。

皆さんから何か質疑ございますか。

○松浦委員

暫定であったのが正式に改正するという点では非常に好ましくて、大変よろしいのかなというふうに思います。

それで、平成23年4月1日からというのは、これは赤ちゃんが生まれた日なのか、それとも、入院したりしますよね。その関係で、4月1日に生まれた子から対象になるというふうになるのでしょうか。

○岩原保険年金課長

委員のおっしゃるとおり、4月1日から生まれた方になります。

○佐々木委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、議案第25号も全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

それでは、次に、請願第62号全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書提出についての請願を審議いたしたいと思えます。

○平賀委員

全国健康保険協会、協会けんぽに移行したのだけれども、やはり懸念されてきた保険料上昇というのが出てきています。

やはり国民を含め北海道全体で、これは改善するための努力をする必要があるというふうに思いますし、引き続き必要なことをやっていくということは大事だというふうに思います。

そういった意味で、やはりこの請願については採択をしていただきたいというふうに考えます。

○松浦委員

私も採択ということで、前回も言ったというふうに思うのですが、そういうことでよろしいと思います。

○佐々木委員長

ほかの委員の意見をお伺いします。

○鈴木委員

私も前回、採択の方向というお話をさせていただきましたが、変わりません。採択の方向でお願いします。

○佐々木委員長

副委員長、御意見。どうでしょう。

（「なし」の声あり）

○佐々木委員長

意見がなければ、全会一致ということで採択することになりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○佐々木委員長

特に意見がほかにないようですので、請願第62号につきましては、採択という方向で決定いたしたいと思います。

では、意見書案については後ほど皆さんに見ていただいて決定いたしたいと思います。

では、請願第67号国保料の引き下げと国保制度の再建に関する意見書提出についての請願について、審議をお願いいたします。

○松浦委員

国保制度というのは、非常に破綻に近い状況と書いてありますけれども、まさにそういうことで、全額加入者負担といえますか、社会保険などと違って、経営者側が半分負担するような制度でないために、どうしても高くなるということがあるのですが、やはり国がしっかりと国庫負担をしない、こういうことも国保の高い料金につながっているのだというふうに思いますし、そういう意味では、年収が200万円の人たちとか、そういう比較的収入が少ない人たちに対しては非常に負担感が重い、負担率の高い制度になっているという点では、やはり消費税に似たような形のことがあるのと、収入が幾ら高くても限度額で抑えられている状況もあって、いろいろな矛盾はあるのですが、いずれにしても低所得の人たちは大変な思いをしているということでもありますから、やは

りこの請願にあります国庫支出金を1984年の段階の49.8%に近づけていくということがやっぱり求められているのだというふうに思いますので、ぜひこの請願については採択をしていただきたいということです。

○佐々木委員長

そのほかに意見ございませんか。

○平賀委員

実際に国庫負担率が下がり続けているというのは確かにこの請願の指摘どおりだと私も認識しています。政権の動きの中でも、社会保障の自然増の削減については一定程度回復してきたのかなという意識もありますが、まだ前政権時代のものを完全に回復したのではないという認識を私も持っています。

基本的には請願は採択でいいのかなというふうに思います。

○佐々木委員長

そのほか意見ございませんか。

それでは、採択でよろしいでしょうか。

それでは、そのほか意見は特にございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○佐々木委員長

では、請願第67号につきましては、全員の一致を見て採択と決定いたします。

次、請願第69号75歳以上の高齢者と子供の医療費の無料化を求める意見書提出についての請願について審議をいたします。

○松浦委員

まさに75歳以上の高齢者の皆さん方は、日本をこれまで支えてきた人たちでありまして、そういう人たちが病気になったときに安心して医療にかかれるということは当然のことだというふうに思いますし、同時に、子供たちというのは、やはりこれからの時代を担う、日本の国にとっても宝だと、こんなふうに思いますので、こういった子供たちの医療費、特に子供を育てている年代というのは20代、あるいは30代の前半という人たちが大半でありまして、その方々の収入というのは非常にまだまだ低所得、20代の平均的な網走の給料というのはおよそ18万円と、こんなふうにも言われておりますから、そういう中にある子供の医療費というのは非常に負担になっているというようにもありますので、この請願についてはぜひ

ひ採択をすべきだと、このように思います。

○平賀委員

請願の願意については私も理解できます。後期高齢者医療、まだ廃止になっていませんが、基本的には廃止という方針も我々持っていたということもあります。

また、医療費無料化であれば、やはりそれはいいのだと思います。

ただ、高齢者の医療費については、本来は病院ではない人数も含めて医療費として今は支出されている現状もあるのだという認識もありますので、高齢者の分の医療費を本当に無料化するのがいいのかというところは、多少文言の整理が必要なのかなというふうに思います。意見書採択の際には文言整理が必要なのかなと思います。

○佐々木委員長

後ほどまた意見を伺わせていただいて、そのほか御意見ございますか。

○鈴木委員

今、平賀委員が言われたように、願意については理解をいたします。したがって、賛成するという立場で、意見書作成に当たっての文言整理ということをしていただければ、採択の方向で。

○佐々木委員長

工藤委員はいかがでしょう。特にございませんか。

では、請願第69号につきましても採択という方向になると思いますが、ただ、文言整理が必要ということです。皆さんからの御意見をここで聞かせていただいて、後で意見書案を作成したいと思いますので、どの辺の文言を整理するかをちょっと。ここを聞いておかないと意見書を…。どんな文言整理をしたらいいか、ちょっとそれを言っていたかかないと。

○平賀委員

後期高齢者医療の廃止と、それから、お子さんたちに対する医療費の無料化というのは基本的に賛成できるというふうに思っていますが、75歳以上の高齢者の方の医療費を無料化にすればいいというものではないだろうというふうに思っている。その辺の文言整理をしたいというふうに思います。

○佐々木委員長

そのほかは。

今の意見からすると、表題自体の75歳以上の高

齢者と子供の医療費の無料化を求めるという表題とちょっとそぐわなくなってしまうのですが、無料化を求める意見書になっていますよね、表題は。それ自体が変わってきてしまうのですよね、今の意見では。

ちょっと休憩します。

午後1時53分休憩

午後1時58分再開

○佐々木委員長

再開します。

では、請願第69号に関しては、文言整理をした上で採択ということでしたので、これから意見書案を改めてつくりますけれども、75歳以上の高齢者の医療費負担軽減と子供の医療費の無料化を求める意見書提出という方向で、そして記の部分については同じように国の制度として75歳以上の高齢者の医療費の負担軽減と子供の医療費の無料化を実現すること、このような形で、あとはちょっと文言整理をして、意見書案をつくってという形で進めてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○佐々木委員長

次、請願第82号医療再生への診療報酬の抜本的増額を求める意見書提出についての請願について審議をお願いいたします。

○松浦委員

これも1年前に出したものでありますから、若干、状況、政権も変わっておりますので、その辺の違いはありますが、しかし、基本的なこの請願で言っている内容については現状もまだ通じるだろうというふうには思います。

いずれにせよ、今の日本の医療というのは大変大きな問題を抱えていて、やはり診療報酬の抜本的な増額をしなければ、病院の経営そのものも大変なことになるということで、今現在、全国の中でも、病院が倒産するという時代ですから、やはり命にかかわる病院がなくなるとするのは大変なことでありますから、これはぜひ請願を採択していただいて、国にそのことを求めていくということで、採択していただきたいと思います。

○佐々木委員長

そのほか意見ございますか。

○平賀委員

たしか以前にも薬価の部分のところ、必ずし

も本当に悪いことかどうか、指摘されているようなことなのかどうか、とらえ方の違いがあるかもしれないというような趣旨のことを申し上げた記憶があります。

診療報酬そのものを引き上げていくということには私も賛成の立場だと思います。特に慢性期の疾患と急性期の疾患とあって、その辺の診療報酬、片方は上がったけれども片方は上がらなかったとか、そういうところがあって、医療の経営がきついのだという話を医師会の方々だとかから伺っていますので、薬価の部分よりも、そういった具体的な診療報酬の引き上げ、実際に診療したことに対する報酬をきちんと引き上げていくことが大切だと思いますので、その部分を意見書で反映させていくのであれば、私は採択ということでもいいのかというふうに思います。

○松浦委員

平賀委員の言うこともありましたよね。

ただ、記を見ると、薬価については基本的には言っていないのですよね。ただ、そういう情勢、そういう医療における状況だということを前文の中で書いているのですけれども、記の中ではあえて書いていないので、そう思います。

○佐々木委員長

そのほか意見ございませんか。

どうでしょうか。鈴木委員はどうでしょうか。採択の方向でということでしょうか。

それでは、平賀委員から薬価の部分でのお話ございましたけれども、これは説明の段階のお話だったことでしたので、内容的に特に請願の前文としてはこれで了解ということでしょうか。

○平賀委員

はい。

○佐々木委員長

それでは、請願第82号につきましても採択の方向で決定いたしたいと思います。

次、請願第94号後期高齢者医療制度を即時廃止し、国庫負担の抜本的増額を求める意見書提出についての請願について審議をお願いいたします。

○松浦委員

前段の請願の中にも高齢者の内容の中にありましたけれども、まさに本来、現政権の公約の中でも即時廃止ということをおっしゃったので、しかし、違う流れで厚労省の中では出てきている

というふうなことでありますから、ぜひこれも採択していただいて、できるだけ早い時期に後期高齢者医療制度をなくす、差別的な医療をなくすということで、そういう意味も含めて国に地方の声を上げるべきだということで、ぜひ採択をお願いしたいと思います。

○佐々木委員長

そのほか。

○平賀委員

これは政権交代が起こる前から我々も廃止を求めてきたという経緯もあります。ですから、基本的には採択の方向でいってほしいというふうに思いますが、なかなか即座の廃止というのは、現状の制度の検討の中では難しいのかなということも見えてはきているのかなというふうに思いますけれども、以前から日本医師会の案というのはきちんと出てきていて、その医師会の案が比較的好いのではないかという意識を持っていますので、できるだけ早い時期に見直しをするという意味で、採択ということでもいいのかなというふうに思います。

○佐々木委員長

そのほか御意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

では、請願第94号につきましても、皆さんの意見の一致を見たということで、採択といたしたいと思います。

次に、請願第97号子ども・子育て新システムに関する意見書提出についての請願を御審議願います。

○平賀委員

子ども・子育て新システムについての請願であります。

先ほども認定こども園の案件も出てきましたけれども、まだ不安定な制度なのかなという気がしています。まだ調整しなければならないところ、それは先ほども申し上げましたが、働いている方たちの環境の改善も含めてしなければならないと思いますし、市町村の管理機能についても、今の状態で十分かというところはまだ議論をしていかなければならない制度なのだろうというふうに思っています。

記のところにも、ステークホルダーの参画や情報開示の義務化など述べられていますが、網走で

もこういったことに着手し始めるという意味からも、行政側についてはきちんと採択した上で制度として成熟させていくという必要があると思いますので、採択としていただきたいと思います。

○松浦委員

私もこの子ども・子育て新システムというのは大いに問題があるというふうに思っておりまして、これは結果として行政が保育から手を引くということになりかねない、そして保育料についても当然、時間外についてはちゃんと時間外の料金をとるというようなことも考えの中にあると、さまざまな問題がありますので、ここで言われている内容については基本的には理解できますので、採択でよろしいかと思います。

○佐々木委員長

そのほか意見ございますか。

それでは、特にそのほか意見がないようですので、全員の賛成をもって採択すべきものと決定いたしましたと思います。

この後、意見書案を皆さんにお配りするまで、暫時休憩をいたしたいと思います。

午後 2 時 07 分休憩

午後 2 時 13 分再開

○佐々木委員長

再開します。

先ほど皆さんに御採択いただいた請願第 62 号、67 号、69 号、82 号、94 号、97 号についての意見書案を皆さんにお配りいたしました。

皆さんに確認いただきたいと思います。

それで、先ほど文言整理といった請願第 69 号、これは 75 歳以上の高齢者の負担軽減となってますけれども、先ほどの確認では、申しわけありません、高齢者医療費の負担軽減というふうになっていたと思いますが、そこを訂正させていただきたいと思います。入っていませんでしたので。記の部分も同じです。75 歳以上の高齢者医療費の負担軽減と子供の医療費の無料化を実現。

ここだけ確認いただいて、あと皆さんから特に問題があるかどうか、御意見いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○佐々木委員長

では、以上の請願 6 件、委員長名により委員会として意見書案を本会議に上程することに決定い

たします。

また、意見書の提出先は、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に提出することに決定いたします。

では、最後の案件になります。

青色ニホンザリガニの保護に係る条例制定についてでございます。これは一昨年の 12 月、平成 21 年 12 月 10 日、青色ニホンザリガニの保護に係る条例制定についての請願を受理いたしました。そして 12 月 17 日の生活福祉委員会におきまして採択すべきものと決定されまして、そして議会として条例制定することを確認をしたところでございます。その後、本会議でも 18 日に採択の決定をしました。

その後、今日まで条例制定に向けた検討協議のため、委員会のほか、委員協議会を開催して、皆さんと協議をしてきたところですが、結果として、青色ニホンザリガニという種名がないということが大きな壁になりまして、なかなか条例制定には難しいという結論に委員協議会の中でも達したというところで、請願者である松原講師にもその旨お伝えしたところ、青色ニホンザリガニの保護条例がつかれないのであれば、それはこれ以上のことは、特にいろいろな波及することもあると考えられるので、条例制定ができないのであれば、それはあきらめざるを得ないというお答えをいただいて、今日に至っております。

それで、今回の委員会におきまして皆さんから意見をいただきまして、青色ニホンザリガニの保護条例の制定についての皆さんの最終的な御意見をいただいて、結論を出したいと思いますので、皆さんから御意見をいただきたいと思います。

○松浦委員

請願者の同意が得られなかったというのは残念であります。ただ、青色ニホンザリガニという名称がないというのが決定的で、名称がないものを条例にすると、それこそ問題になるということが我々自身、勉強していく中でわかった。そういう意味では、反省点としては、やっぱり請願を採択する前にそのことをわかる必要があったという点では、率直に反省する点があったなと、こんなふうにも思いますが、いずれにしても青色ニホンザリガニという名称がない中で条例をつくるというのは、やはり矛盾が起きますので、やむを得ないというふうにしか言いようがないです。

○佐々木委員長

そのほかの皆さんから御意見をいただきたいと思えますけれども。

○平賀委員

今、松浦委員からあったとおり、制定できないというのはやむを得ない、致し方ないのだという認識です。

そうはいっても、地域におけるザリガニを保護していくということ、特に青い種の発生が一定程度高いのだという状況があるということはわかりましたので、どんな保護の政策が市として打っていけるのかということは今後の検討として、市のほうにはぜひ検討をしていただきたいなというふうには思いますが、我々委員会としては条例制定できないというのはやむを得ないことだというふうに思います。

○鈴木委員

最終的にはやむを得ないという判断をせざるを得ないのですけれども、今までの議論経過の中でも、当市にもそういった環境基本条例そのものがある、その中に十分網羅されているのではないかという話も中にあったということで、私もそこまで当市の条例そのものをしっかり見ていなかったといったところにもちょっと問題があったのかなというふうに思います。

ただ、仮にこのことをしなくても、後々どうするかという議論もあったけれども、それもまたちょっと大変な話になってくるし、そういう意味では、やっぱりそういった希少種についてはみんなで見守ろうということであれば、それはそれでいいのかなというふうに思いますが、これからやっぱりそういった希少種については、このことばかりでなく、ほかにもたくさんあるわけだから、そういったことも含めて、市の条例の中に入れるものは入れてあげてもいいのでしょうけれども、それはこれからの課題として、私どもと理事者側とも議論していきたいなというふうに思います。

○佐々木委員長

そのほか意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

○佐々木委員長

それでは、今回の青色ニホンザリガニの保護に係る条例制定につきましては、皆さんに現地を確認していただいたり、さまざまな研究をしていただいたり、また、理事者からもいろいろ調査をし

ていただいたり、いろいろな努力を前向きにやってきたわけですが、残念ながら青色ニホンザリガニという種名がないということが本当に大きな壁になったということもありまして、条例制定には残念ながら至らなかったという結論になるかと思えます。

しかし、今、鈴木委員がおっしゃったように、こういう希少種などについて、網走の環境というのは非常に希少動植物、非常にたくさんいるということで、環境基本条例の中などでもいろいろとうたわれておりますので、これからまたさらにこのザリガニに関しても、担当課などにもさらにその条例などを付加していったりとか、改定するべきことがあったらしていただくということをしながら、今回の青色ニホンザリガニの条例制定には至りませんでしたけれども、網走としては環境に関して前向きに取り組んでいくというような方向で理事者側の方にも理解していただくということで、条例制定は不可能という結論にいたしたいと思えます。本当にこれまで皆さん、協議を本当にありがとうございます。

青色ニホンザリガニの保護に係る条例制定については、そのようなことで条例制定には至らなかったという結論ということで終わらせていただきたいと思います。

そのほか、理事者側から何か案件をお持ちでしょうか。

(「ありません」の声あり)

○佐々木委員長

委員からも特にございませんか。

(「ありません」の声あり)

○佐々木委員長

では、以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。

午後2時21分 閉会